

申告受付会場一覧

市民税・県民税申告書
または確定申告の作成補助を希望される方へ

注意

- すべての申告受付会場で土・日及び祝日は除きます（相模原市役所会場での3月2日（日）の**休日受付**を除く。）。
- 来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- 荒天等により、受付期間や時間を予告なく変更する場合があります。

【申告書の提出のみの方：予約不要】

- ◆ご自身で作成した市民税・県民税申告書、確定申告書を提出する場合、事前予約は必要ありません。
- ◆これまで**確定申告書等の控えに受付印を押していましたが、今回より廃止となります。申告書等の正本（提出用）のみご提出ください。**

※未作成及び作成途中である確定申告の相談・作成補助を希望する場合は予約をしてください。
※贈与税、相続税の申告書はお預かりできません。相模原税務署へ直接提出してください。

【申告書の作成補助を希望する方：要予約】

- ◆**印**のついている会場は、申告書の作成補助も行いますが、**事前予約が必要**です。
- ◆確定申告の作成補助は対象・対象外があります。

対象

給与所得、雑（年金等）所得、総合課税の配当所得、一時所得（いずれも住宅借入金等特別控除の追加をしない申告）

対象外

総合譲渡所得（短期・長期）、不動産所得、事業所得（営業・農業）、申告分離課税で申告をする所得（土地、建物及び株式等の譲渡所得・上場株式等の配当所得・先物取引所得・山林所得・退職所得）、住宅借入金等特別控除の追加をする申告及び準確定申告（出国・死亡）。

また、その他雑所得等で複雑な相談がある・有利不利の判定に関して相談がある・既に税理士が関与している等の場合は、**税務署や税理士にご相談ください。**

中央区

会場	日時等
相模原市役所 会議室棟1階 第1会議室 (中央区中央2-11-15)	2/17(月)～ 3/17(月) 午前9時～ 午後4時
休日受付 相模原市役所 市民税課 第2別館 1階 (中央区中央2-11-15)	3/2(日) 午前9時～11時30分、 午後1時～4時 ※受付時間外は入場不可

※相模原市役所では市民税・県民税申告のみ受付します。
※3/2(日)は電話での相談・お問い合わせに対応できません。

南区

会場	日時等
要予約 ユニコムプラザさがみはら ボノ相模大野 サウスモール3階 (南区相模大野3-3-2)	2/17(月)～ 2/27(木) 午前9時45分～ 午後4時

※申告書類等の配布はしていません。(受付日を除く)
※駐車場は有料です。

緑区

会場	日時等
要予約 藤野総合事務所 4階 大会議室 (緑区小淵2000)	2/17(月)・ 2/18(火) 午前10時～11時30分、 午後1時～4時
要予約 城山総合事務所 本館2階 B会議室 (緑区久保沢1-3-1)	2/20(木)～ 2/26(水) 午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時
要予約 津久井総合事務所 3階 第1会議室 (緑区中野633)	3/3(月)～ 3/7(金) 午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時
要予約 相模湖総合事務所 1階 A・B会議室 (緑区与瀬896)	3/12(水)・ 3/13(木) 午前10時～11時30分、 午後1時～4時
緑区合同庁舎 5階 会議室5-1 (緑区西橋本5-3-21)	2/17(月)～ 3/17(月) 午前9時～午後4時 ※確定申告書は作成済のみ提出可。 (相談・作成補助は不可)

各申告受付会場に関することは、市民税課(042-769-8221)へお問い合わせください。各会場に直接問い合わせることはお控えください。
令和8年度から上記申告会場では確定申告の受付はいたしません。便利なスマホ申告や税務署をご利用ください。

事前予約方法

申告の相談や作成補助を受ける人が対象。提出のみの人は予約不要です。

インターネットまたは専用ダイヤル(☎ 0570-027-270)により予約申し込みをすることができます。
(市民税課及び各申告受付会場の電話や窓口では受付けていません。)

注意事項

- 往復ハガキでの予約申込は受付けておりません。
- 予約はインターネット、電話共に**先着順**です。
- 事前予約は1人1枠です。重複して予約することはできません。予約の重複が判明した場合は予約を取消すことがあります。ご夫婦など家族で申告の作成補助を希望する場合は、お一人ずつ予約をしてください。
- 予約枠には限りがあります。受付期間内であっても予約ができない場合があります。確定申告は便利なスマホ申告をご利用ください。(表紙の「相模原税務署で確定申告をされる方へ」を参照)

オススメ! インターネットで予約する場合

受付期間:2月5日8時30分～希望日前日の正午
(土・日、祝日を除く)

※詳細は、相模原市ホームページの予約専用ページをご確認ください。

予約専用ページ
二次元バーコード



または

相模原市 事前予約

検索

オススメポイント インターネットでは随時空き状況を確認して予約をすることができます。
※メンテナンス時間帯(不定期)を除く

電話で予約する場合

専用ダイヤル:☎ 0570-027-270
(専用ダイヤルでのみ受付)

受付期間:2月5日～2月14日(土・日、祝日を除く)

受付時間:8時30分～17時

※電話での予約は上記期間のみ対応します。また上記期間のみ、専用ダイヤルにて予約した内容の確認・変更・キャンセルが可能です。

令和7年度(令和6年分) 市民税・県民税申告のお知らせ

申告のポイント

- ◆「**市民税・県民税の申告は市役所**」、「**確定申告は税務署**」へ ※確定申告する方は、市民税・県民税の申告は不要です。
- ◆申告は、「**令和7年3月17日(月)**」まで ※期限後の申告は、各種行政サービスの利用に影響を受ける場合があります。
- ◆市民税・県民税の申告は、「**郵送**」を推奨しています。 ※感染症拡大防止、窓口混雑緩和のため、ご協力ください。

よくある質問

Q. 昨年の収入がなくても申告しますか?

A. 申告してください。

未申告の場合、以下のような行政サービスの利用に影響があります。

- 非課税証明書が取得できない
- 国民健康保険税等が高くなる場合がある など

※市内で同居している方の税法上の扶養になる場合は申告不要です。

Q. 確定申告について、市に相談してもよいですか?

A. 税務署にご相談ください。

市では市民税・県民税申告に関するお問合せのみお答えできます。

なお、各申告受付会場では条件により一部確定申告の作成補助をすることが出来ます(要事前予約)。詳細は「申告受付会場一覧」をご確認ください。

Q. 医療費控除の申告方法が分かりません。

A. 必ず医療費控除の明細書を作成し、添付してください。

領収書の添付のみによる申告はできません。令和6年中に支払った医療費等を医療費控除の明細書に記載して作成してください。

また、明細書に健康保険組合等が発行する医療費通知(原本)を添付すると、明細の記入を一部省略することができます。(国民健康保険加入者の場合は「医療費のお知らせ」など)医療費控除の明細書の詳しい記入の仕方は記入例をご確認ください。

医療費控除の明細書や記入例は相模原市ホームページからダウンロード・確認できます。

相模原市 申告書

検索

市民税・県民税
申告書関係書類



相模原税務署からのお知らせ

開設期間

2月17日(月)～3月17日(月)
(土、日及び祝日を除きます。)

※ただし、3月2日の日曜日は開場します。
※還付申告をされる方は、開設期間の前でも相談・書類作成等受けております。

時間

【受付】午前8時30分～午後4時
【相談】午前9時～午後5時

※なお、2月3日(月)～3月17日(月)の間、税務署の駐車場は使用できません。

お持ちいただきたいもの

- 1 **マイナンバーカード**
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください
 - 運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類
 - 通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類
- 2 **マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード**
 - 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- 3 **スマートフォンまたはタブレット**
- 4 **源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類**

確定申告が必要な方

- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 給与の支払いを2か所以上から受けている方
- 公的年金等に係る雑所得の金額が所得控除を超える方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告は必要ありませんが、還付を受けるための申告書を提出することはできません。
※確定申告をする義務のない方でも、確定申告をすると源泉徴収された所得税等が還付されることがあります。

申告書作成会場への入場方法

入場整理券

- 混雑回避のため、申告書作成会場の入場には入場整理券が必要です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、**長時間お並びいただく**場合があります。また、入場整理券の配付状況に応じて早く締め切る場合があるため、**お並びいただいても入場整理券を取得することができない**場合があります。なお、3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、**2月中**の来場をお勧めします。
- 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。

LINEでの事前予約

- LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- 当日並ばずに事前に取得できます。

国税庁LINE公式アカウント

友だち追加はこちら



昨年、確定申告した方のうち、作成会場に行かずに申告書を作成・提出した方は**約9割**です。確定申告は、自宅からスマホ申告をご利用ください!

国税庁確定申告書等作成コーナー

自宅から楽々確定申告!
簡単・便利な**スマホ申告**はこちら!

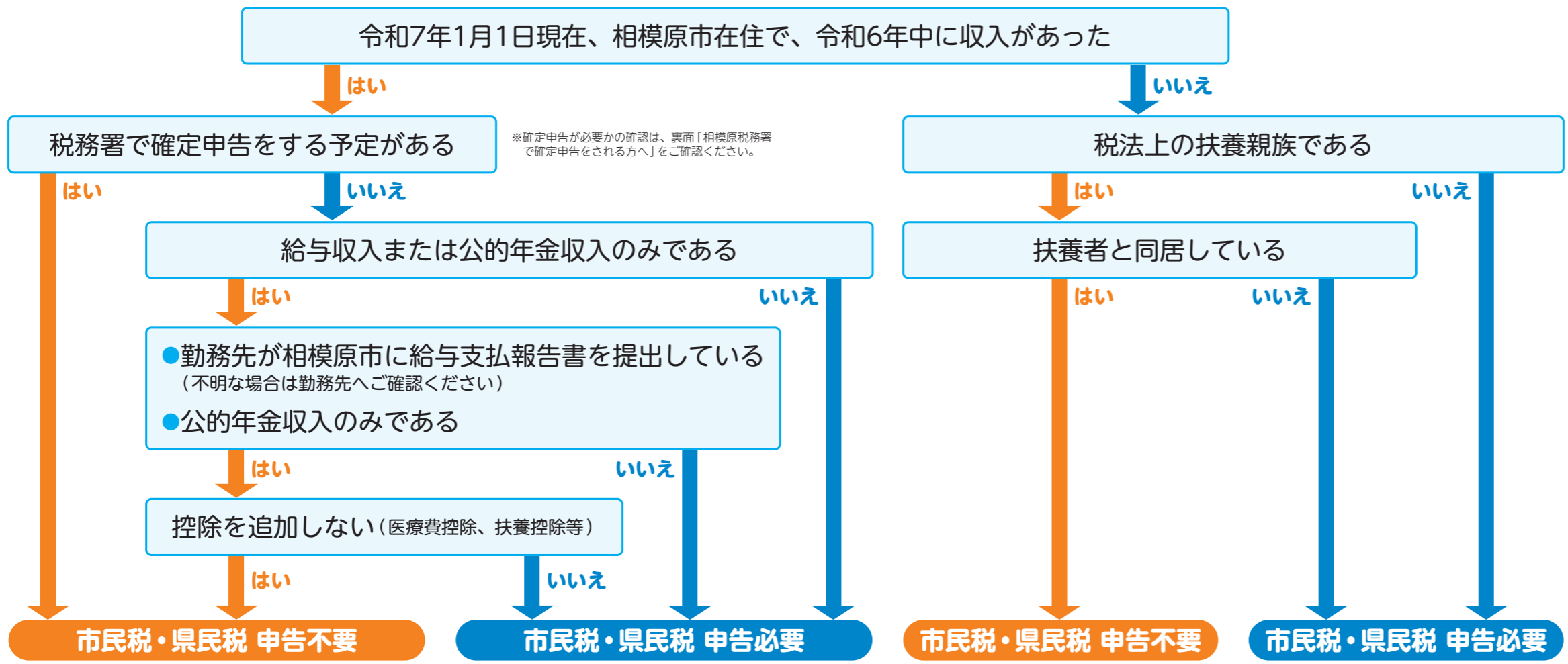


令和7年
3/17日
まで

令和7年度(令和6年分) 市民税・県民税申告の確認フローと申告の手順



まずは
市民税・県民税申告書
の提出が必要か
ご確認ください!



- 注意**
- 確認フローは目安であり、ご自身の状況によって申告の要・不要が異なることがあります。
 - 令和7年1月1日に相模原市に住んでいないが住民票がある場合は、その旨の市民税・県民税申告書を提出してください。
 - 令和6年度(令和5年分)から上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択することはできません。確定申告書と同一の課税方式が適用されます。
 - 申告書の窓口提出や申告相談・作成補助を希望する人は、裏面(申告受付会場一覧)を確認してください。
 - ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした人が、後から確定申告や市民税・県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなるため、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

市民税・県民税 申告の手順

1. 申告書を作成する

オススメ!
パソコン
スマホで
作成

相模原市ホームページの「市民税・県民税(住民税)試算システム」で必要事項を入力し、申告書を印刷してください。

相模原市 試算 検索

市民税・県民税(住民税)試算システム

手書きで
作成

以下の方法のいずれかで申告書を用意し作成してください。

- 相模原市ホームページから申告用紙を印刷する
- 市民税課に郵送を依頼する
- 以下の配布窓口で受け取る

配布窓口 市民税課、緑・南市税事務所、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター

相模原市 申告書 検索

市民税・県民税申告書関係書類

2. 必要書類を用意する

- ① 収入のわかる書類
 - 給与または公的年金の源泉徴収票
 - それ以外の所得のある方は収入金額と必要経費のわかる書類
 - ② 所得控除額がわかる書類
 - 社会保険料の納付額がわかる書類(国民健康保険税、国民年金掛金、介護保険料など)
 - 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - 寄附金の領収書
 - 障害者手帳の写し
 - 医療費控除の明細書 など
 - ③ 本人確認書類の写し
 - A. 個人番号(マイナンバー)のわかる書類
 - マイナンバーカード(裏面)・通知カード※など
 - B. 本人確認ができる書類
 - マイナンバーカード(表面)・運転免許証・パスポートなど
- ※令和2年5月25日以降に記載事項の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がないものに限り使用できます。



3. 提出する

オススメ!
郵送

必要書類を同封し、市民税課へ郵送してください。

※窓口の混雑回避と感染症防止の観点から、郵送での申告を推奨しております。

※申告の控えが必要な場合は、110円切手を貼付した返信用封筒に、住所及び氏名を記入して同封してください。

窓口へ
届ける

各申告受付会場にて直接ご提出ください。

※申告受付会場については、裏面「申告受付会場一覧」をご確認ください。

